

「政策の目標」	政策目標5－2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進	
		(評価書 316 頁)
評価意見		
評価基準ごとの審査		評価の判断理由等
1 「政策の目標」の達成度 A 達成に向けて相当の進展があった。		<p>(基本的状況) 世界経済の持続的な成長に資するため、WTOドーハ・ラウンド交渉及び経済連携協定（EPA）交渉について積極的に推進していくとともに、税関手続等の国際的調和・簡素化を推進することが必要である。</p> <p>(21年度の運営概況) WTOドーハ・ラウンド交渉については、交渉の早期妥結に向けて、関係省庁と協力しつつ交渉に参画した。EPA交渉についても積極的に取り組んだ結果、スイス及びベトナムとの間のEPA発効という進展があった。また、EPA発効後の円滑な協定運用に努めた。</p> <p>さらに、税関手続等の国際的調和については、APECの税関手続小委員会において議長国として議論をリードする、ロシア及びイタリアと税関相互支援協定を署名するなどの進展があった。また、米国との間でAEO相互承認取決めに署名した。</p> <p>(達成度に係る評価の理由等) WTO交渉及びEPA交渉等を通じた税関手続等の国際的調和について取り組んだ結果、上記のように大きな成果や進展があったことから、「A達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(今後の課題) WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組んでいくとともに、EPAについては、引き続き交渉を積極的に推進する必要がある。また、WCO、APEC等の国際的な枠組みや、税関当局間の情報交換等を通じた税関手続等の国際的調和についても引き続き積極的に取り組む必要がある。</p>
2 事務運営のプロセスの適切性、有効性、効率性 適切であった。 有効であった。 効率的であった。		<p>(事務運営プロセスに係る評価の理由等) (適切性) 世界経済の持続的な成長に資するためWTO交渉の早期妥結に取り組むとともに、貿易自由化や経済活性化を図る等の観点からEPA交渉を積極的に推進した。また、安全かつ円滑な貿易に資するべく、AEO相互承認協議等を積極的に推進した。</p> <p>(有効性) WTO交渉に積極的に取り組んだ。EPA交渉についても積極的に取り組んだ結果、スイス及びベトナムとの間のEPA発効という進展があった。また、ペルーやインド、豪州等とのEPA交渉を推進した。さらに、ロシア及びイタリアとの間で税関相互支援協定を署名、米国との間でAEO相互承認取決めを署名するなど、税関手続等の国際的調和に努めた。</p> <p>(効率性) WTO交渉、EPA交渉等への取組を効率的に進めるため、関係省庁との連携を図りつつ、政府一体となって取り組んだ。</p>
3 結果の分析の的確性 おおむね的確に行われている。		<p>(結果の分析の的確性に係る評価の理由等) WTO交渉やEPA交渉等の進捗状況や成果の正確な把握に努めた。</p>
4 当該政策や、政策評価システムの運用の改善への提言 政策について有益な提言がなされている。		<p>(今後の提言等) (政策の改善) WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及びEPA交渉の推進、並びにWCO、APEC等の国際的な枠組みや税関当局間の情報交換等を通じた税関手続等の国際的調和について、引き続き取り組んでいくこととしている。</p>
講評 (財務省の政策評価の在り方にに関する懇談会)	○ EPAに関しては、日本の主要貿易対象国である米国、中国、韓国及びEUとのEPA締結が実現していないことから、「B 達成に向けて進展があった。」とすべきである。	